

**法曹養成専攻**

I	教育水準	.....	教育 28-2
II	質の向上度	.....	教育 28-5

## I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

### 1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、法曹養成専攻の学生収容定員は 600 名（入学定員 200 名）であり、必要とされる専任教員数は 40 名であるところ、それを上回る専任教員 41 名（うち実務家教員 5 名）およびみなし専任教員 5 名（いずれも実務家教員）の合計 46 名の専任教員（うち 44 名が教授）を配置するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、法曹養成専攻では、授業アンケートの実施、教員懇談会（ファカルティ・ディベロップメント（FD）会議）の学期ごとの開催、意見書・要望書ボックス（いわゆる目安箱）の設置、外部評価委員会による点検・評価のための委員会の開催などの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法曹養成専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法曹養成専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、法曹養成専攻においては、教育目的を達成するために

必要な科目、すなわち基礎科目、基幹科目、関連諸科学科目、応用展開法律科目、実務演習科目を、それぞれの位置・性格に応じて、必修科目または選択必修科目として段階的・体系的に配置するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、法曹養成専攻では、授業アンケート等を通じて示される学生の要望について教務委員会や教員懇談会で検討する一方、社会からの要請に対応するものとして実務選択科目（エクスターンシップやリーガル・クリニック）等を配置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法曹養成専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法曹養成専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えようような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、法曹養成専攻においては、講義、演習、双方向多方向形式といった種々の形式で、しかも高い水準の研究を反映した授業を展開するとともに、平成 18 年度からは、法曹養成専攻を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入した学生を教務補佐員（法科大学院教育補助スタッフ）として採用し、法曹養成専攻の教育を補助する制度を導入するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、年度始めに適切な履修指導が行われており、また学習に関する相談もオフィスアワーの活用など教育目的に応じた形で実施する一方、学生の自主学習に対する施設面での配慮として、自習室（一名 1 机）を適切に用意するとともに、学習室内には法曹養成専攻の学生が自習を進めるうえで必要な判例集、雑誌及び基本図書を全部で 14,600 冊ほど開架形式で配架するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法曹養成専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法曹養成専攻が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

#### 4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、第 1 期生は全員が留年せずに修了しているうえに司法試験の合格率にも高いものがあるが、この傾向はその後も同様であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、法曹養成専攻で行われている授業アンケート等を通じた学生の意見聴取では、満足度についておおむね良いとの結果が示されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法曹養成専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法曹養成専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

#### 5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、法曹養成専攻の修了者は、その多数が司法試験に合格し、実務法曹としての活躍が見込まれている一方、若干名であるが、研究者を目指して博士後期課程に進む者も出るなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、関係者からの意見聴取を組織的に実施するまでには至っていないが、修了者の進路等の実績にかんがみると、高い評価が推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法曹養成専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法曹養成専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

## II 質の向上度

### 1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。